

衛生委員会設置要綱

制定	平成 4 年 3 月 12 日
改正	平成 24 年 1 月 1 日
改正	平成 30 年 4 月 16 日
改正	平成 31 年 4 月 15 日
改正	令和 2 年 3 月 12 日
改正	令和 2 年 3 月 18 日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市淀川区役所衛生委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成、運営、その他必要な事項を定め、健康障害と労働災害の防止を推進することにより、職場における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査審議し、必要に応じ区長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本的な対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本的な対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生にかかるものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、委員 8 名および参与をもって構成する。

- (1) 委員長は、主任安全衛生管理者とする。
 - (2) 委員は、産業医 1 名、衛生管理者（代理を含む） 2 名、衛生に関し経験を有するもののうちから区長が指名する者（ただし、大阪市職員労働組合淀川区役所支部が推薦するもの） 4 名とする。
- 2 参与は区長が指名する者をもってあてる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、衛生管理者がその職務を代理する。

(委員長及び委員の任期)

第5条 委員長の任期は、主任安全衛生管理者としての在任期間とする。

- 2 委員の任期は、毎年 4 月 1 日から 1 年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、これを開催する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その者の意見を聞くことができる。
- 6 委員会を開催する場合は、都度、事後に遅延なく議事の概要を全職員に周知する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課庶務担当において処理する。

(議事録)

第8条 委員長は、委員会における議事の記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(実施の細目)

第9条 この要綱の実施その他委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成4年3月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から実施する。